

# 教育委員会公告式規則の制定について

庶務課

## 1 公告式とは

- (1) 公告式とは、ある事項を広く一般に周知させる方式を指す。
- (2) 条例、規則等の公布・公表の方式は、条例で定める必要があり（地方自治法第16条第4項・第5項）、本市では「川崎市公告式条例」を制定している。
- (3) 教育委員会が定める規則、規程の公布・公表の方式は、教育委員会規則で定める必要があり（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項）、「川崎市教育委員会公告式規則」を制定している。
- (4) 公告式は、「掲示場に掲示する方式」と「公報に登載する方式」に区分されるが、現在、本市では本庁舎などに設置されている「掲示場」に掲示する方式を採用している（右写真）。



## 2 アナログ規制の見直し

- (1) アナログ規制とは、目視、実地監査、書面掲示など、「紙・人の介在」の要求等によりデジタル技術の活用による省力化・合理化等を妨げる規制を指す。
- (2) 国においてデジタル化を妨げるアナログ規制の見直しが順次進められており、本市においても同様にアナログ規制の見直しを実施している。
- (3) 掲示場に掲示する方式は「書面掲示」に該当することから、川崎市公告式条例が一部改正されたため、それに伴い川崎市教育委員会公告式規則の見直しを行うもの

## 3 今後の公告式

- (1) 公布・公表を「公報に登載する方式」とし、具体的には川崎市公報（インターネット上の市ホームページ）に登載する。
- (2) 緊急時などは「掲示場に掲示する方式」でも可能とする。

【関係法令】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第16条 1・2 略

- 3 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して10日を経過した日から、これを施行する。
- 4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 5 前2項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育委員会規則の制定等）

- 第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。
- 2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。